



男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画

# いたばしアクティブプラン2020(概要版)



板橋区

「すべての女性が輝くまち」をつくることで、  
男性も、子どもも、高齢者も、  
すべての区民が暮らしやすい板橋区をめざします。

出産後も働き続けることができる、ライフステージに応じた柔軟な働き方ができる、家庭や地域に十分に関わることができるなど、女性が希望する事柄や直面している課題は多岐に渡っています。

しかしながら、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものもあり、これらの解消にはなお一層の努力が必要です。

私たちが暮らす“まち”いたばしが、誰にとっても住みよい社会になるように、本計画では、女性の視点から見て暮らしやすい板橋区のしくみをつくることで、すべての区民が個人としての能力を発揮し、ともに輝くことができる男女平等参画社会の実現をめざします。



## 計画の性格

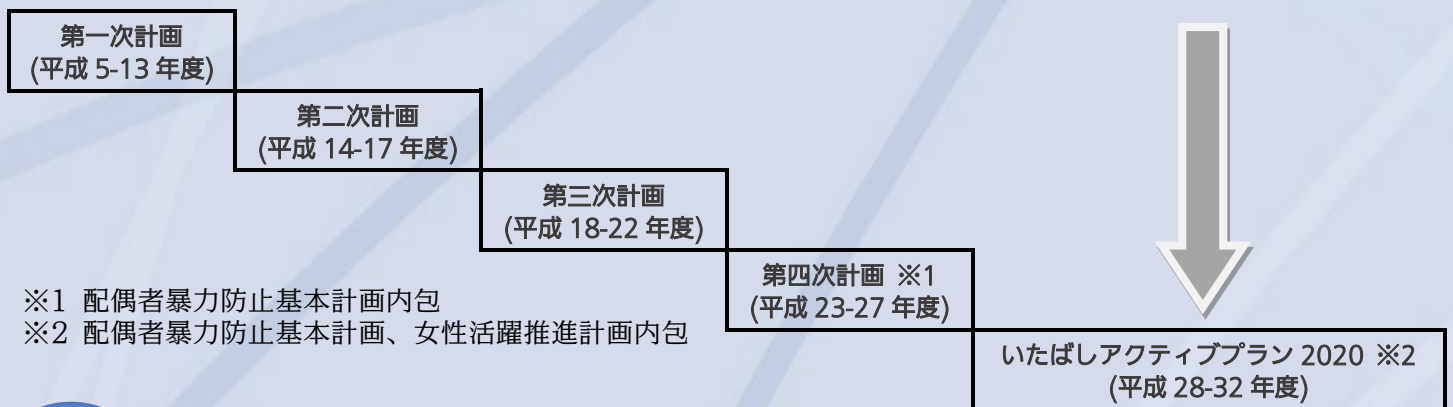
- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、板橋区男女平等参画基本条例第8条第1項に規定する「行動計画」です。
- (2) 本計画は、「第四次行動計画」を継承、発展させる計画です。
- (3) 本計画の「めざす姿1」（全施策）は、女性活躍推進法(注1)第6条第2項に定められた「市町村推進計画」に該当するもので、「板橋区女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (4) 本計画の「めざす姿3/行動3-2/施策3-2-2」は、配偶者暴力防止法(注2)第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として位置づけます。
- (5) 本計画は、「板橋区基本構想」「板橋区基本計画」「板橋区人口ビジョン及び総合戦略」「板橋区次世代育成推進行動計画」「板橋区特定事業主行動計画」及び「板橋区地域保健福祉計画」などの関連計画と整合が図れるように策定します。

注1 女性活躍推進法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

注2 配偶者暴力防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

## 計画の期間

平成28（2016）年度から32（2020）年度までの5年間とします。



## 基本的な考え方

以下の点を考慮し施策体系等を編成します。

- (1) 「第四次行動計画」までの「男女平等参画推進」は踏まえつつ、女性の活躍推進に向けた取組を主眼に置いた計画へと再構築します。
- (2) 「すべての女性が輝くまち いたばし」を、計画全体を貫く横断的な視点に据え、「選択と集中」による重点化・スリム化、推進体制（しくみづくり）の強化を通じ、より実効性のある計画とします。
- (3) 板橋区男女平等参画基本条例第3条に規定する5つの基本理念（人権尊重、個人の能力発揮、政策方針決定過程への参画、多様な生き方の選択、仕事と家庭等の両立支援）を行動計画の基本理念とする考え方は、「第四次行動計画」を踏襲します。
- (4) 生産年齢人口の増加や定住化の促進を目指し、現在、区が魅力ある地域社会の形成に向けて取り組む広報活動「シティプロモーション戦略」のターゲットが30歳から44歳の女性であることから、効果的に連携が図れるように努めます。
- (5) 本計画では、「性別・年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰にとっても利用しやすくデザインする」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、子ども連れの人などが社会参加・参画しやすいしくみを構築していきます。区政全般に「女性が社会参加・参画しやすいしくみ」が構築されるよう、区政の担い手であり広報パーソンでもある職員意識改革を積極的に推進します。

○ 行動計画全体を貫く横断的な視点

## すべての女性が輝くまち いたばし

### めざす姿1

#### 女性が活躍できるまち

～女性の多様な働き方を可能にする社会～

板橋区女性活躍推進計画

#### 行動 1-1

仕事と生活の調和  
(ワーク・ライフ・バランス) の推進

#### 行動 1-2

女性の継続就労や社会参画が叶う環境の整備

#### 行動 1-3

就労や能力発揮に向けた支援

### めざす姿2

#### 男女がわかりあえるまち

～男女平等参画の意義を理解し、  
共有できる社会～

#### 行動 2-1

男女平等参画の意識づくり

#### 行動 2-2

あらゆる分野へのさらなる男女平等参画促進

### めざす姿3

#### 安心で安全に暮らせるまち

～性差を理解し思いやりをもって  
暮らせる社会～

#### 行動 3-1

心とからだの健康支援

#### 行動 3-2

ハラスメント等の根絶

### めざす姿4

#### 実現のために

～推進を加速する基盤整備の充実～

#### 行動 4-1

区職員の男女平等参画推進

#### 行動 4-2

行動計画実現に向けた進捗管理

#### 行動 4-3

男女平等を進めるためのしくみと  
男女平等推進センター機能の充実

## めざす姿と行動、施策について

- ▶ 「すべての女性が輝くまち いたばし」を実現するための基本目標として、4つの「めざす姿」を設定します。
- ▶ 「めざす姿」の実現に向けて、各分野で展開する政策を「行動」とし、その展開にあたり、推進・解決に向けて「施策」を推進します。

施策 1-1-1 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

施策 1-1-2 男性の働き方改革・家庭参画促進

施策 1-2-1 企業等における環境の整備とポジティブ・アクションの推進

施策 1-2-2 子育てに対する支援

施策 1-2-3 介護等に対する支援

施策 1-3-1 女性の就労と能力向上に向けた支援

施策 1-3-2 女性の経済的自立と生活安定に向けた支援

施策 2-1-1 男性・女性の意識改革推進

施策 2-1-2 生涯キャリア形成に向けた意識づくり

施策 2-1-3 幼少期、学校期など若年世代における男女平等参画意識の推進

施策 2-2-1 区の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

施策 2-2-2 地域活動における男女平等参画推進

施策 2-2-3 男女平等参画の視点を踏まえた防災対策

施策 3-1-1 性差に配慮した健康づくり支援

施策 3-1-2 からだと性に関する正確な情報の提供

施策 3-2-1 様々な暴力・ハラスメントの防止

施策 3-2-2 配偶者からの暴力の防止と被害者支援 **板橋区配偶者暴力防止基本計画**

施策 4-1-1 男女平等参画に関する職員の理解促進

施策 4-1-2 男女がともに働きやすい職場環境の整備

施策 4-1-3 女性職員が活躍できる環境の整備

施策 4-2-1 連携による推進体制の充実

施策 4-2-2 点検評価・成果測定の実施と改善

施策 4-3-1 相談体制の充実

施策 4-3-2 広がりを持った広報・啓発

施策 4-3-3 誰もが参加しやすいしくみづくり

施策 4-3-4 区民との協働推進

施策 4-3-5 女性健康支援センターとの連携強化

# めざす姿ごとの成果指標

## めざす姿1

女性が活躍できるまち ～女性の多様な働き方を可能にする社会～

指 標	現状値 (直近値)	目標値 (32年度末)
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉の周知度 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査：区民)	45.1% (平成 26 年度)	増やす
「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したいと希望している人と現実に優先している人の差 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査：区民)	27.7 ポイント (平成 26 年度)	減らす
家事・育児・介護スキルアップ講座に参加する男性の割合	10% (平成 25 年度) ※家事シェア講座 開催時	50%

## めざす姿2

男女がわかりあえるまち ～男女平等参画の意義を理解し、共有できる社会～

指 標	現状値 (直近値)	目標値 (32年度末)
「家庭生活」で男女の地位は平等になっていると考える割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査：区民)	31.8% (平成 26 年度)  〔 47.0% 内閣府調査 (平成 24 年度) 〕	内閣府調査と 同じか多くなっている
「職場」で男女の地位は平等になっていると考える割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査：区民)	19.7% (平成 26 年度)  〔 28.5% 内閣府調査 (平成 24 年度) 〕	内閣府調査と 同じか多くなっている

## めざす姿3

安心で安全に暮らせるまち ～性差を理解し思いやりをもって暮らせる社会～

指 標	現状値 (直近値)	目標値 (32年度末)
50歳以下の女性の女性健康支援センター事業利用者割合	50.0% (平成 26 年度)	55.0%
配偶者暴力防止法の認知度 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査：区民)	71.1% (平成 26 年度)  〔 81.1% 内閣府調査 (平成 26 年度) 〕	内閣府調査と 同じか多くなっている

## めざす姿4

実現のために ～推進を加速する基盤整備の充実～

指 標	現状値 (直近値)	目標値 (32年度末)
課長級以上への昇任を希望する女性職員の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査：職員)	3.2% (平成 26 年度)	増やす
目標値を達成できた「活動指標」の割合	—	100%

## 策定の趣旨と理念

板橋区では、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮できる男女平等参画社会の実現をめざしています。

板橋区の将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」を実現するため、「板橋区基本計画 2025」においては、女性活躍推進施策を「基本計画を推進する区政経営」の一つに位置づけるとともに、区政の持続的な発展を可能とする未来創造戦略の一環である「戦略展開3 女性・若者がかがやくまちづくり」の中で、女性の就労や健康支援、情報発信など多様な側面から、女性活躍に向けた取組を推進することとしています。また、「板橋区人口ビジョン及び総合戦略」においても女性が自らのライフスタイル・ライフステージに合った働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進と就労・起業の支援を基本施策のひとつに位置づけました。

本計画は、これら区政の総合的な視点を踏まえるとともに、板橋区男女平等参画基本条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

### 基本理念（板橋区男女平等参画基本条例第3条）

#### ① 人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。

#### ② 個性や能力の発揮

男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。

#### ③ 活動の方針を決める過程への参画

男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。

#### ④ 多様な生き方の選択

男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。

#### ⑤ 家庭生活と社会活動の両立

男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>